

改葬許可の申請手続きについて

【改葬とは】

現に埋葬している墳墓（墓地）から、別の墳墓（墓地）へ、焼骨（遺骨）を移すことを言います。

改葬する際は、現に埋葬している墳墓（墓地）の所在市町村長へ許可申請し、許可書を得る必要があります。

【許可申請時に提出する書類】

①改葬許可申請書・・・別添用紙（様式）

死亡（埋葬されている）者1名につき、各1通。

ただし、1名分または2名分を改葬する場合は各1通とするが、「先祖代々」分全てを改葬する場合は、埋葬されている者2名分（計2通）以上とし、どれか1通の「死亡者の氏名」欄に「・・・他代々」と記載します。

<以下は、許可申請書に添付（同時提出）する書類>

②埋葬（納骨）証明書・・・別紙様式例（見本）

現に埋葬している墳墓（墓地）の管理者に、死亡（埋葬されている）者を、現に埋葬していることを証明してもらって下さい。

寺院等の墓地であれば、寺院・住職名で証明してもらいますが、地区管理なら区長、宗派別墓地なら総代、個人墓地なら納骨供養してもらった寺院などに、証明書を書いてもらって下さい。

2名以上同時に申請する場合でも、「埋葬証明書」の「死亡者氏名・死亡年月日」欄を増やして、併記することで1通としても可です。

③戸籍謄本または除籍謄本

死亡（埋葬されている）者の死亡日など、死亡確認ができる死亡者本人の戸籍謄本または除籍謄本を、「改葬許可申請書」の「死亡者」ごとに、市町村役場の窓口（大野市は市民生活課市民窓口グループ）で交付を受けて下さい。

改葬許可申請をされる方（申請者）の本籍が、市外の場合は、申請者と死亡者の縁故を証明するものとして、申請者の戸籍謄本を併せて提出して下さい。

④改葬先の受入証明等・・・別紙様式例（見本）

焼骨を移す先の墓地・墓苑等管理者が発行する受入証明書、または永代使用承諾証明書、墓地抽選結果通知書（写）など、申請者が使用権を持つ墓地があることを証明する書類を、1通添付して下さい。

順序は、②、③、④を先に取得し、①に記載、全てを提出して下さい。

【現（旧）墳墓の使用権を永久放棄する場合】

墓地の管理者に、永代使（利）用権の放棄を申し出て下さい。

死体や焼骨遺棄など犯罪防止のため、墓石などは撤去し、更地に戻して下さい。

【問い合わせ先・送付先】

〒912-8666 福井県大野市天神町1-1

大野市 民生環境部 市民生活課 暮らし環境グループ

☎0779-66-1111 内線1208

埋 葬 証 明 書

申請者： 住所

氏名

死亡者： 氏名

死亡年月日：

年 月 日 没

上記死亡者の当寺（区など）墓地に、埋葬の事実を証明します。

令和 年 月 日

墓地管理者： 住所

寺院（区）名

住職（区長）名

㊞

- ※ _____線部分は、証明してもらう墓地管理者に合わせて下さい。
定められた様式ではないので、上記必要事項が記載されている書類、
または、寺院や霊園等で作成した様式で可です。

受 入 証 明 書

墓地使用者 住所

.....
氏名

受入場所

上記墓地に埋葬可能であることを証明します。

令和 年 月 日

墓地管理者： 住所

.....
寺院（区）名

.....
住職（区長）名

.....
⑩

※線部分は、証明してもらう墓地管理者に合わせて下さい。
定められた様式ではないので、上記必要事項が記載されている書類、
または、寺院や霊園等で作成した様式で可です。